

2024年診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため、「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料Ⅱ」へ移行いたします。

対象となる患者様

高血圧・脂質異常症・糖尿病いずれかが主病の方

費用について

生活習慣病管理Ⅱ 333点

※3割負担の方で自己負担額は1000円/月です。

※月に1回を限度に、ご受診の都度発生します。

療養計画書の作成について

療養計画書を作成し、初回のみご署名をいただきます。

以前と比較して診察にお時間がかかる場合が想定されます。予めご了承ください。

時間外対応加算について

当院は、月～土の9:00～12:00、月～金の16:00～18:00、土の14:00～17:00を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、土曜日12:00以降は夜間早朝加算が適用されます。

明細書発行体制等加算について

当院は、療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

一般処方名加算について

当院は、後発医薬品のあるお薬については、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

医療情報取得加算について

当院は、質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認を行い取得する情報を活用して診察をおこなっています。

機能強化加算について

当院は、地域において包括的な診療を担う医療機関です。

地域包括診療加算について

当院は、かかりつけ医として生活習慣病や認知症等に対する治療や管理を行います。主治医意見書・訪問看護指示書等の書類作成にも対応します。

有床診療所入院基本料 1

有床診療所急性期患者支援病床初期加算

有床診療所在宅患者支援病床初期加算

- ・ 在宅療養支援診療所で過去 1 年間に訪問診療の実績がある
- ・ 適切な意思決定支援に関する指針を定めている

夜間緊急体制確保加算

- ・ 入院患者の病状の急変に備えた緊急の診療提供体制の確保がある

医師配置加算 1

- ・ 医師の数が 2 以上である
- ・ 在宅療養支援診療所で過去 1 年間に訪問診療の実績がある

看護配置加算 1

- ・ 看護職員の数が看護師 3 を含む 10 以上である

夜間看護配置加算 1

- ・ 夜間の看護職員及び看護補助者の数が看護職員 1 を含む 2 以上である

看護補助配置加算 1

- ・ 看護補助者の数が 2 以上である

4 級地地域加算

看取り加算

- ・ 夜間の看護職員の数が 1 以上である

有床診療所在宅復帰機能強化加算

- ・ 在宅復帰を行うにつき十分な実績等を有している

在宅患者緊急入院診療加算（1、2 以外）

- ・ 在宅療養支援診療所である

介護障害連携加算 1（有床診療所入院基本料）

- ・ 介護保険施行令第 2 条各号に規定する疾病を有する 40 歳以上 65 歳未満の者、又は 65 歳以上の者の受入れにつき、十分な体制を有している

食事療養費

入院時食事療養費（1）

- ・ 管理栄養士の管理のもとに適時、適温にて提供

保険外負担

一般個室差額室料 5000 円

特別個室差額室料 10000 円

生命保険診断書 5500 円

診断書（当院書式） 3300 円